

令和8年度 白馬村農作業標準賃金及び機械作業標準料金表

白馬村・白馬村農業委員会・白馬村営農支援センター

作業区分		単位	標準金額	摘要	
水田作業	自動耕耘機による耕起	10a	7,700	標準 13～15cm耕起 特殊事情田は当事者間で協議 湿田 2割以内の割増 不正形 相対で協議	
	機械代かき作業	10a	13,600		
	【荒代のみ】	10a	5,900		
	【植代のみ】	10a	7,700		
	施肥	10a	2,600	機械まき、委託者が補助者1人を付ける	
	機械田植作業	10a	10,900	委託者が補助者1人を付ける	
	側条田植機使用	10a	13,900	側条田植機は同時施肥の場合	
	防除作業	粉、粒剤散布	10a	1,200	
		液剤散布	10a	2,000	
	収穫作業	【稲】コンバイン	10a	26,000	グレンタンク付。委託者が補助者1人を付ける
		【そば】コンバイン	10a	13,100	委託者が補助者1人を付ける
畔塗り	1m	100			
機械作業その他	施肥播種	10a	9,800	ロータリーシーダー使用	
	大豆脱穀	1時間	8,700	スレッシャー使用	
	あぜ草刈り	1時間	2,000	刈払機による	
	籾摺・籾乾燥・精米	農協の決定に準ずる			
労賃	水田一般作業	1時間	1,070	食事は作業者負担 男女問わず、時間外は割増賃金とする	
	畑一般作業	1時間	1,070		
オペレーター賃	トラクター	1日	13,100	オペレーターのみを雇う場合 実働8時間	
	田植機	1日	13,100		
	コンバイン	1日	13,100		

- (注) 1 この賃金(料金)は、JA長野中央会及び長野県農業会議の令和8年度標準表を参考に定めたものです
 2 この賃金(料金)を適用する期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までとします
 3 機械作業については、運転者・機械・燃料を受託者が負担します
 4 上記以外の作業については、地域の実情に見合う賃金(料金)を当事者間で決定してください
 5 この料金は、消費税を含んだ料金です

令和8年度農地使用料の標準額 10aあたり

農地の区分	標準額
ほ場整備完了田 10a以上田	6,000
ほ場整備未実施田 10a以上田	2,000
ほ場整備未実施田 10a未満田	1,500

【参考】土地改良区賦課金 10aあたり

神城県ぼ地区	2,800
神城県ぼ地区外	1,000
飯森県ぼ地区	1,500
平川かん排地区	1,000

- (注) 1. 「標準額」は賃貸借契約において参考としていただくための目安であり、作物の種類や生産性、農地の形状や畔等の耕作以外の面積や管理、日当たりや周囲の農道・水路等の実情により当事者間で協議のうえ決定してください。
2. 土地改良区の賦課金は所有者負担となります。その他、租税公課(事業負担金、税金等)の有無も考慮した協議を行ってください。
3. 農地の区分は農家基本台帳の台帳地目によってください。そば、大豆、野菜等の転作田も田です。
4. 畑の単価は、田の単価の5割程度を目安とします。規模や生産性、維持管理費等も考慮した協議を行ってください。
5. 著しく生産性の低い農地等は、対価の伴わない使用賃借とするなど、農地の保全に努めてください。
- この賃金(標準額)を適用する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

お問合せ 白馬村農業委員会事務局(白馬村役場農政課内) 電話:0261-85-0766